

教育目標及び学校の教育目標を達成するための基本方針

(1) 教育目標

- 1 いのちと健康を大切にし、体力を培い、障害を正しくとらえ、主体的に改善・克服し、たくましく生きていく力を養う。
- 2 認識力や基礎的学力を養い、学ぶ喜びを知り、考える力を育てる。
- 3 色々な経験を通して楽しい学校生活を送り、感情を豊かにする。
- 4 生活リズムを整え、基本的な生活習慣を確立していくとともに、身辺自立の力を養う。
- 5 種々の制限・制約に立ち向かったり、がんばって最後までやり遂げたりする力を養う。
- 6 互いの人権を尊重し、人と協力しあい、社会の一員として、共に明るく、よりよい社会をつくっていく力を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ① 「人権教育」の全体計画を基に、「道徳科(道徳)」「特別活動」「総合的な学習の時間・総合的な探究の時間」「性教育」「キャリア教育」の指導との関連を図りながら、人権教育を推進する。
- ② 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を活用した支援会議を実施し、障害の状況、本人や保護者、地域の教育ニーズに応じた指導を展開するとともに、進級・進学時のツールとして有効的な活用を図る。加えて個別指導計画の引継ぎ等により、小中高、各学部の一貫性を重視した指導を行う。
- ③ 効果的な学習指導を実施・展開するため、学習課題が共通する「学習グループ」を編成して指導を行い、一人一人の障害の状況に応じた指導計画、教材・教具の開発に努める。
- ④ 学校運営連絡協議会による児童・生徒評価を含めた学校評価に基づき、よりよい学校づくりに努める。

(3) 小学部の目標

- 健康な身体をつくり、生活のリズムを整える。
 - 感じる力・考える力を育み、それらを豊かに表現できるようになる。
 - 友達や先生と、豊かな人間関係がつけられるようになる。
- (自立活動を主とする教育課程) 基本的な生活習慣を身につけ、生活のリズムを整える。
(知的障害を併せ有する児童の教育課程) 身の回りのことができるようになる。
(小学校に準ずる教育課程) 障害に基づく様々な困難を、自分から進んで、改善・克服できるようになる。

(4) 中学部の目標

- 基本的な生活習慣の確立を目指し、健康に生活する。
 - 身体の変形、拘縮の進行を防ぎ、機能の発達を目指す。
 - 豊かな感性、確かな学力を身につけ、主体的に生きる。
 - 興味、関心を広げ、熱中できること、楽しめることを見つける。
 - 人と豊かに関わる力を養い、自立をめざす。
- (自立活動を主とする教育課程) 基本的な生活習慣の確立を目指し、興味・関心を広げ、主体的に生きていく力を身につける。
(知的障害を併せ有する生徒の教育課程) 個に応じて必要な学力を身につけ、自ら考え行動する力をつけて自立する。
(中学校に準ずる教育課程) 確かな学力を身につけ、自ら考え行動する力をつけて自立を目指す。

(5) 高等部の目標

- 社会の中で豊かに生きていく力を養う。
- 自分の障害を見つめ、改善する意欲と態度を育てる。
- 基本的な生活習慣を身につけるとともに、健康な心と体を養う。
- 基本的な学力の向上を図る。
- 豊かな感性を育む。
- 人との関わりを豊かにし、互いに認め合い、主体的に社会へ働きかけていく力を培う。

(自立活動を主とする教育課程) 卒業後の日中活動に向け、生活リズムを整え健康・安全に生活する力を養う。

(知的障害を併せ有する生徒の教育課程) 就労を目指した体験的な学習を通じ、自ら考え行動し、協調性・社会性を育み、社会参加を目指す。

(高等学校に準ずる教育課程) 企業就労や専門校、大学等への進学を目指すとともに、将来の社会生活に向けた自主性・自己決定能力の確立を図る。

(6) 訪問教育の方針

- ① 児童・生徒の表現や気持ちを細かく捉えながら、学ぶ意欲や喜びを大切にし、児童・生徒が自ら成長していこうとする力を育むよう努める。
- ② 訪問指導は、毎日登校して教育を受けることが困難な児童・生徒に対して、学校から教員が訪問して家庭や病院などで授業を行うものである。実態に合わせてスクーリングを設定し、体験を広げるとともに、集団活動を通して、様々な人との関わりを受け止める力や、伝え合い認め合う力を育て社会性を高めていく。
- ③ 児童・生徒や保護者の願い、各家庭の事情等を十分に受け止め、相互の理解を図ることを日々大切にし、教育にあたる。
- ④ 的確な児童・生徒の実態把握に努め、授業の実践力の向上を図る。
- ⑤ 児童・生徒の障害の状態や興味・関心、学習進度・習熟度を考慮し、また当該学年・グループの学習内容を精選して取り入れて、教育計画を立てて指導する。
- ⑥ 家庭や病院と連携し、教育環境の向上に努め、授業の充実を図る。
- ⑦ 在宅訪問学級では、1回2時間週3回、施設内訪問学級では、1回2時間週3回を目安として授業を保障することを原則とする。

(7) 自立活動部の方針

- ① 個々の児童・生徒の持てる力を十分に引き出す。
- ② 個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。
- ③ 個々の児童・生徒の心身の調和的発達の基盤を培う。
- ④ 児童・生徒が、それぞれの力に応じて、周囲のはたらきかけを受けとめ、自己を表現する力を育てる。